

「沖縄の産業振興のあり方検討会」の議事運営について

本検討会の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 検討会の議事は、委員の自由な意見を確保するため、委員の同行者を除き非公開とする。
2. 検討会の配付資料及び議事要旨は、検討会後速やかに公表する。
ただし、委員長が特に必要と認めるとときは、配付資料及び議事要旨の一部を公表しないものとすることができます。
3. このほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

以上